

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc

以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和4年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和5年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

95-1113

町史編さん室だより

小字名②

前回は、地名の由来について書きました。今回は、その地名がいつから使われたのかを考えます。

930年代に作られた、わが国最初の百科事典とされる『和名類聚抄』の中に、尾張国丹羽郡の集落名のひとつに「小口」という地名が出ています。これが、文献で確認できる最も古くからある地名と考えられます。

ほかに、江戸時代に尾張藩によって作られた『寛文村々覚書』（1670年前後に成立）と『尾張徇行記』（1822年成立）からは、地名のみならずさまざまな情報を得ることができます。2つの資料ともに、御供所村・長桜村・大屋敷村・外坪村・川北村（河北村）・余野村・小口村、ほかに九つの新田村に分けて書かれています。

『寛文村々覚書』の「小口村」の項には「上組・中組・下組」に分かれていることが書かれ、『尾張徇行記』には「上小口・中小口・下小口」に分かれていることが書かれており、江戸時代の初めには、すでに小口の

中で3つの地域に分かれていたことがうかがえます。

ほかに地名を知るための資料として、江戸時代の村絵図があります。江戸時代の終わりごろの1840年代から50年代に描かれた村絵図には、町名地番変更前に使われていた小字名と、明治以降使われなくなった地名を見ることができます。ただし、あくまでも絵図であることから、地図としては大まかであり、また、地名の記入を略していることが多いため、同じ地区の村絵図でも例えば作成年の異なる天保12年（1841）と嘉永3年（1850）の両方を見ないと、より多くの地名を把握することができません。

明治に入り、1884（明治17）年に作られた地籍図は詳細であり、この地図に見られる小字名は、ほぼ町名地番変更まで使われています。村絵図と比較することで、「江戸時代の村絵図で確認できる地名」「明治の地籍図で確認できる地名」に分類することができます。

問合せ先

町史編さん室 95-3464

